

三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会設置要綱

(目 的)

第1条 県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために、三重県公衆衛生審議会条例第8条の規定に基づき歯科保健推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は次に掲げる事項を協議し、その推進に努めるものとする。

- 2 県民の歯と口腔の健康づくりに関する事項
- 3 口腔保健支援センターの運営に関する事項
- 4 国の歯科保健医療対策に基づく事業に関する事項
- 5 その他必要な事項

(組 織)

第3条 部会の委員は、学識経験を有する者、医療関係者及びその他の関係機関から広く参画を得て構成し、その代表者等を委員とする。

- 2 部会の委員は14名以内で組織する。
- 3 部会に会長及び副会長を各1名置き、委員の中から互選により選任する。
- 4 会長は、部会を代表し、会議を統括する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会 議)

第4条 会議は、会長が召集し、会議の議長には会長があたる。

- 2 部会は、部会に属する委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(報 告)

第6条 会長は、部会が決定した事項について、その内容を三重県公衆衛生審議会に報告する。

(庶 務)

第7条 部会の庶務は、医療保健部健康推進課において行う。

(そ の 他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は会長が部会に諮って別に定める。

(附 則) この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(附 則) この要綱は、平成25年 8月1日から施行する。

(附 則) この要綱は、平成30年 4月1日から施行する。

(附 則) この要綱は、令和2年4月1日から施行する。